オーストラリアにおける先住民の海域囲い込みと宗教資源
―ノーザンテリトリー・　クローカー島の事例を中心に―

松山利夫
（国立民族学博物館）

（1）はじめに

オーストラリアでは、1993年、連邦法ネイティブ・タイトル法（Native　Title　Act　1993）が制定される。この法は「マボ判決」における連邦最高裁判所（High　Court）の判例―無主の土地 *terra　nullius*の否定と先住民権原の承認―にもとづいて立法化された。その法の精神は、「前文」につぎのように述べられている。「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民をヨーロッパ人の入植以前におけるオーストラリアの住民であると認定し、彼らに対する補償をおこなわず、公正な同意を得ていない事実を承認したうえで、連邦最高裁判所の「マボ判決」をふまえて、彼らの先住民権原を承認し、その承認にともなう権利と利害の実現をはかる」。したがって、ネイティブ・タイトル法は、オーストラリア先住民アボリジナルとトレス海峡諸島民の先住民権原の承認、そのための法的審査とその内容、および先住民権原の非消滅の原則を規定することとなった。

ふつう先住民権原は、ヨーロッパ人の入植以前から、その土地において歴史的に居住し生活を営んでいたことを根拠（権原）とする、土地に対する権利をいう（スチュアートヘンリ　1999）。そのため先住民権原の承認には、一般的にいって、その土地との歴史的・継続的なむすびつきの証明が必要とされる。オーストラリアにおいても、この原則はかわらない。

この権利を承認するネイティブ・タイトル法の施行後、オーストラリアにおいては、多数の確認請求申請が先住民によっておこされている。たとえば同法施行2年後の 1995 年 2 月現在では、申請総件数は 58 にのぼり、2 年間でネイティブ・タイトルを確定したものが 10 件、審理・裁決のために連邦裁判所へ送付したものが 3 件などとなっている（Mckeown 1995）。

本稿が主として扱うクローカー島民による沿岸水域の囲い込み、つまり沿岸水域における先住民権原の確認請求は、1994 年にネイティブ・タイトル審判院（Native　Title Tribunal）が受理している。1995 年の時点では、同請求申請は連邦裁判所に送付されていた。彼らが先住民権原の確認を求める海域は、クローカー島の東部約 3,000　㎢に達している。

この請求申請が注目されるのは、ネイティブ・タイトル法にもとづくオーストラリア最初の海域に関する請求であるという点にある。したがってこの件に関する裁判所の判断は、「討論」で言及する内水面を含めて、水域をめぐる先住民権原の承認に大きな影響をもた

らすことになる。この報告ではそれらを考慮して、クローカー島民による海域囲い込みの法的背景、請求申請の目的と経過を記述する。

（2）オーストラリアにおける海域の法的区分と「慣習的海域の所有」

2－1　海域の法的区分

クローカー島民による海域囲い込みを理解するためには、まず、オーストラリアにおける海域が法的にどのように規定されているのかを知る必要がある。とりわけ沿岸水域に関しては、彼らの請求申請に直接的なかかわりをもってくるからである。

オーストラリアは 18 世紀末からの入植を経て、1901 年に連邦を結成する。この時点で連邦は沿岸 3 海里に主権を設定した。つまり当時の領海はこの範囲にとどまったのである。ついで 1958 年、いわゆる「大陸棚条約」（ Convention on the Territorial Sea, Contiguous Zone and Continent Shelf ） を批准しこの国際条約にしたがって、次の海域に主権が設定された。①沿岸から 12 海里の領海、②12 から 200 海里の排他的経済水域 、および③200 から 350 海里の大陸棚である。但し、連邦が完全なかたちで主権をもつのは①の領海に限られている。排他的経済水域および大陸棚においては、連邦の主権は同水域における資源の探査、開発、保護と管理に限定されている（Mayers et. al. 1996: 33-34）

この国際条約の批准後、1973 年に制定されたのが、連邦法「海域および冠水陸域に関する法」（Seas and Submerged Land Act 1973）である。国際条約の批准をうけて制定されたこの法は、海域についての主権を確定し、海域区分の基準が低潮線 （Territorial Sea Base Line とも Low Water Mark ともいう） にあることを規定した。同法によると海域、とくに沿岸水域については、あらためて次のような区分を採用している。すなわち先の領海に含まれる水域を、Inland Waters (Internal Waters ともいう)と Coastal Waters、および Territorial Sea とする。Inland Waters は植民期以来、それぞれの植民地政府に帰属すると考えられてきた沿岸水域で、湾または入り江の陸の突出部を結ぶ線の陸側と規定されている。この考え方は連邦結成後も継承され、1901 年以降は各州政府が管轄する水域となっている。

連邦成立時に領海とされた低潮線から 3 海里までは Coastal Waters と規定し、1979 年までこの水域の管轄権（行政権）は連邦に帰属していた。これはその後、州に移管される。最後の Territorial Sea は低潮線から 12 海里で Inland Waters と Coastal Waters を除く水域をいう。管轄権は連邦政府に帰属する。

ところで Coastal Waters の管轄権が連邦から州に移管されたのは、財産権の管轄権が州政府に属することを背景にしたものである。それを可能にしたのが 1979 年の「水域に関する憲法上の移譲」（Offshore Constitutional Settlement）であった。さらに 1980 年には、これを法的に確定するために The Coastal Waters (State Title) Act 1980 および The Coastal Waters (Northern Territory) Act を制定している。

こうした一連の海域区分と、その管轄権の法的整備にもかかわらず、クローカー島が属するノーザンテリトリーにおいては、低潮線から 3 海里までの Coastal Waters が連邦政府の管轄下におかれたままにある。この法と行政との間の不一致がどうして生じたのかについては筆者にはまだ明らかでない。考え得ることとしてあげられるのは、ノーザンテリトリーが 1911 年から 1978 年まで連邦政府の管轄下におかれていたこと（1911 年以前は南オーストラリア州政府の管轄下にあった）、人口の多くが先住民でありテリトリー政府を運営するに足るだけの充分な財政的うらづけを、少なくとも 80 年代前後のころにはもたなかったことがあげられる。さらにこの時期、ノーザンテリトリー政府は、1976 年に制定された連邦法 Aboriginal Land Rights (Northern Territory) Act 1976、いわゆる「土地権法」の対応におわれていた。この「土地権法」は、一定の条件のもとにノーザンテリトリーに居住してきたアボリジナルへの土地の返還を定めている。それにもとづいて、アーネムランドをはじめとする旧アボリジナル・リザーブのアボリジナル・ランド化と、それにともなうふたつの「土地評議会」の設置などに忙殺されていたとみられる。それと同時に「土地権法」自体が、その施行にあたってアボリジナル・ランドの海側の境界を規定する必要にせまられていた（後述）。おそらくこれらの事情から、ノーザンテリトリーにおいては沿岸水域 3 海里の Coastal Waters が、法の整備にもかかわらず連邦の管轄のままにおかれてきたとみられる。

２－２　「慣習的海域の所有」

これらの成文化された法とは別に、クローカー島民による海域囲い込みにかかわっては、「慣習的海域の所有」（Customery Marine Tenure）が問題となる。オーストラリアの普通法（Common Low）においては、「海域は皆のもの」であり、誰でもがアクセスできる空間とされる。その一方でアボリジナルは、「伝統的に」一定の海域を所有（排他的占有）してきていた。しかし、その実態は人類学においても、法学の分野においても、ほとんど不明のままにおかれてきたのである（Pannell 1998）。クローカー島民の海域囲い込みをサポートするための報告書を作成した人類学者の一人ピーターソンは、これを「人類学におけるブラインド・サイド」と表現している（Peterson and Rigsby 1998）。

ＣＭＴと略されることの多い「慣習的海域の所有」については、ようやく研究が開始されはじめたといってよい。ピーターソンらによると、アラフラ海に面するアボリジナル社会でのその実態はきわめて多様である。例えばクローカー島では父系出自集団が所有するエステートに海域が含まれ、その限界は水平線までとされる（詳しくは後述）。西オーストラリア州の地方町、ブルームに生活するアボリジナルの「慣習的海域の所有」単位は「社会関係」であるとされ、出自集団の機能は非常に小さいという（Sallivan 1998）。あるいはカーペンタリア湾岸のラルディル（Lardil）では父系クランがその単位とされるが、彼らにとっての「海域」には海岸の砂丘や砂堆が含まれ、これらに洋上の島と同じ言葉をあてることが知られている（Memmott and Triggar 1998）。このことは海域と陸域が、ヨ

ーロッパ的感覚で截然と区別され得ない可能性を示すものである。事実、クローカー島においては、陸の一部をニジヘビが海にむかっておしだし、その後、おしだされた陸地の一部ともとの陸との間が水（海水）につかった。それゆえにクローカー島民は、そこは「海」ではなく「陸」であるという。押し出された先端部を「島」とは認識していない。

このように「慣習的海域の所有」の内実はきわめて多様なだけでなく、海と陸の認識そのものについても、詳細な分析が要請されるのである。かつて筆者がアーネムランドにある小さなアウトステーション、ガマディを調査していた当時、彼らの社会には半族に相当する規模の集団区分、「海水の人びと」と「淡水の人びと」という区分が知られた。「星まつり」に際してこのふたつのグループは、かけあうようにしてまつりにかかわる歌をうたいつづけていた。しかし、その「海水」に属する人びとの故地（カントリー）は、必ずしも我われがいう沿岸ではない。彼らは、たとえ内陸部に居住していても、海とのかかわりをもちつづけている（おそらくは「慣習的海域の所有」権をももつ）人びとなのである。「慣習的海域の所有」をめぐっては、こうした問題がなお説明されないまま残にされている。

（３）先住民による海域囲い込み―法的な背景と低潮線の意味―

クローカー島は、アーネムランド・アボリジナル・ランド・トラストの西端に位置する。このアボリジナル・ランドはかつてのリザーブをほぼ踏襲するかたちで、さきの「土地権法」にもとづいて設置された。面積は約 96,000km^2、人口は約 1 万人である。そのアボリジナル・ランドに接する海域については、低潮線から沖合 2km をアボリジナル・ランドに含め、アボリジナル以外の立入りと、そこでの水産資源の開発を禁止している。つまり、アボリジナルによる事実上の海域囲い込み（排他的占有と用益）が沿岸の 2km だけとはいえ、既に承認されているのである。それには一定の条件を満たさなければならないが、クローカー島もその例外ではなかった。

この考え方は、キーンによると 1976 年のウッドワード（Woodward）委員会の勧告に初めてあらわれる（Keen　1984-85）。同委員会はさきの「土地権法」制定のために実情調査をおこない、その第２回勧告でつぎのように述べる。

「ノーザンテリトリーの海岸を含むアボリジナル・リザーブには、沿岸海域の島嶼および水域を含む。その範囲は低潮線（Low　Water　Mark）から２km とする」

この勧告をうけて、当時、成文化をおこなっていた「アボリジナル土地法案」（Aboriginal Land　(Northern　Territory)　Bill1975）には、アボリジナル・ランドへの立入りの禁止（第 73 条）、沿岸 2km の水域をアボリジナル・ランドとみなすこと（第 74 条）がもりこまれる。しかし、連邦議会の議を経た 1976 年の「土地権法」ではそれをもりこまず、ノーザンテリトリー議会が別に必要な立法化をおこなうとするにとどまった。その法的ないし政治的事情には、ノーザンテリトリーがごく近い将来に連邦の管轄をはなれて、テリト

リー政府を設立することがスケジュール化されていたことがあった。

ノーザンテリトリー政府は 1978 年に設置された。議会は同年、ただちに「アボリジナル土地法」（Aboriginal Land Act 1978）を制定し、アボリジナル・ランドに接する沿岸 2㎞ の囲い込みの手続きと審査について規定した。その第 12 条には、海域の囲い込みは官報告示すべきこと、告示内容には囲い込む海域の範囲、囲い込みの申請者および囲い込みの目的を含むものと規定する。さらにその申請手続きと審査について、同条第 2 項および 3 項で、つぎのように述べる。

申請をうけた行政担当官はその件を Aboriginal Land Commissioner に照会すること、同コミッショナーはそれをうけて調査をおこない法的審査をする。その項目には 6 項目があげられている。すなわち①アボリジナルの伝統にしたがって他者（申請者以外のアボリジナルおよび「オーストラリア人」をさす）がその海域へ立ち入る権利を制限されていたかどうか。②他者による当該海域の利用が、アボリジナルの伝統によって妨げられてきたかどうか。③他者による利用がアボリジナルの利用を妨げてきたかどうか。④海域の囲い込みによって不利益を蒙る個人の有無。⑤商業、環境およびレクレーションに関する公衆の利害の有無。⑥その他コミッショナーが囲い込みを適当とする理由。

キーンはこれにもとづく海域囲い込みの例として、アーネムランド・アボリジナル・ランド中央部のミリンギンビ周辺の事例を検討し、いくつかの問題を指摘する（ibid.1984-85）。その中でもっとも重要と考えられるのが、低潮線である。アラフラ海に面したこの海域では潮位の変動がはげしいうえに、沿岸には多くの場合マングローブ林が形成されている。そのため低潮位であっても、マングローブ林から供給される水が水位をあげ、どこを低潮線とするかによって、囲い込まれる海域に変動が生じるからである。また、これとは別にさきに紹介したラルディルやクローカー島民のような、海と陸の認識も法施行上の問題となる。

さらに、沿岸 2㎞ という限定は、海洋資源の開発と利用、および宗教的資源の保持にとっては狭小である。この規定はアボリジナルの資源開発をカヌーによる沿岸の漁業とみたウッドワード判事の、便宜的な設定にもとづくものであったという（ibid. 1984-85）。

アーネムランド・アボリジナル・ランドに含まれるクローカー島民も、この法にもとづく囲い込み申請を 1983 年におこなっている。しかし、コミッショナーは現地でさきの 6 項目に関する調査をしたものの、審理はおこなわれないまま今日にいたっている。それは同年におけるコバーグ半島とクローカー島を含む海域にコバーグ・マリン・パークを設定することになり、そのための「陸上」の調査が優先されたことによる。

（4）クローカー島民による海域囲い込み

4－1 請求申請の契機

クローカー島民の 7 父系出自集団（*Yuwurrumu*）は、それぞれ陸上と海域からなるエス

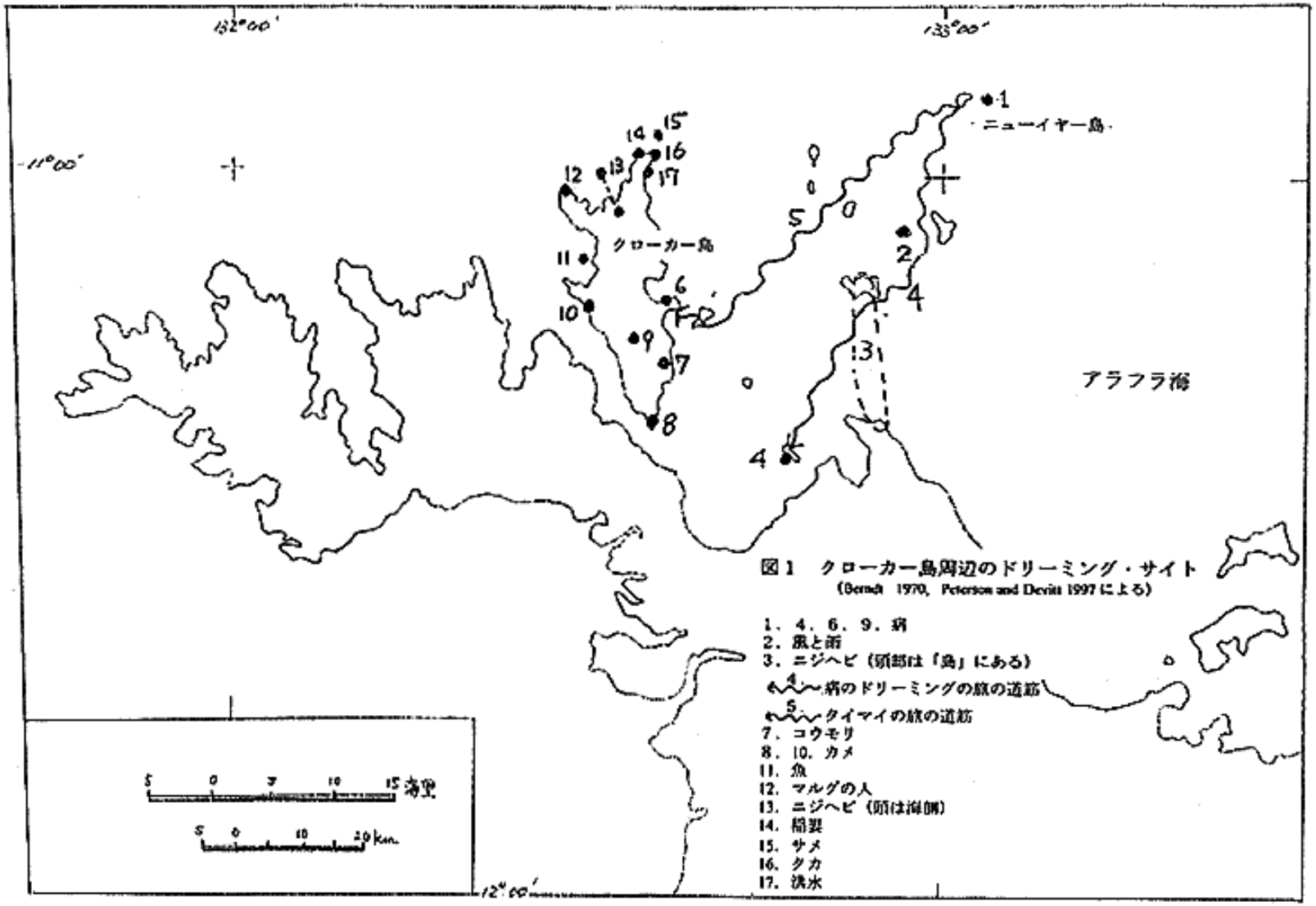

図1　クローカー島周辺のドリーミング・サイト
(Berndt 1970, Peterson and Devitt 1997 による)

1．4．6．9．病
2．風と雨
3．ニジヘビ（頭部は「島」にある）
4．病のドリーミングの旅の道筋
5．クイマイの旅の道筋
7．コウモリ
8．10．カメ
11．魚
12．マルグの人
13．ニジヘビ（頭は海側）
14．稲妻
15．サメ
16．クカ
17．洪水

テートを保持してきている。このうち陸上部分については、すでに述べたように「土地権法」によって、アボリジナル・ランドであることが確定した。しかし、エステートの残りの海域について、彼らは法的確定の必要性を切実なものとするにいたっている。その最大の理由は、エステートはひとつのユニバースであり、海域を除いたその存在は考えられないことである。例えば彼らの土地と水域との結びつきを示す宗教的資源としてのドリーミング・サイトは、クローカー島を含む 11 の島嶼に認められる（図１）。その中には、マッククルーア島　(McCluer　Is.　クローカー島民のイワイジャ語では　Grubalud）沖合の「風と雨のドリーミング・サイト」や、ニューイヤー島（New　Year　Is　同　Manbura）沖の「病のドリーミング・サイト」など、水域に位置するものが含まれる（Berndt　1970）。さらに大陸側のデ・コーシー岬（De　Courcey　Head）からグラント島（Grant　Is.　同　Wuruldja）にいたる水域は、ニジヘビそのものであるという。デ・コーシー岬はニジヘビの尾であり、グラント島はその頭である。両者の間にある海底がニジヘビの胴体で、そのうえに大量の海水がはいりこんだにすぎない。つまり、このふたつの地点は概念上はひとつづきの陸地なのである。同じことが大陸側のマナンガ（Manangga）とコープ島（Cope　Is 同　Barlanbij）についても語られている（Peterson　and　Devitt　1997:　5-7）

創世時代、人でもあり人以外の存在でもあったこれらのドリーミングは、彼らのエステートを横ぎって旅をした。「病のドリーミング」であるタイマイ（ウミガメの一種）は、ニューイヤー島からローソン島（Lawson　Is.同 Gurrbalud）の沖をかすめ、ダーチ島（Darch Is.　同 Gurirrg）で方向を変え、クローカー島の東海岸にいたっている。「病のドリーミング」のもうひとつはニューイヤー島からバレンシア島（Valencia　Is　同 Wardangga）の「病のドリーミング・サイト」に旅をしている。それらの旅のルートは、陸上におけるのと同じ宗教的な意味をもつ。したがってその海域は、クローカー島の 7 父系出自集団の成員にとって、陸とともにひとつのユニバースを構成するのである。そのエステートの沖を限るのは水平線である。

各父系出自集団がエステートを構成する海域の法的確定を要求するにいたった切実な理由のふたつめは、彼らによる継続的な海洋資源の利用と、商業的トロール漁業による問題の増加、および「オーストラリア人」による海難事故である。自らを「島びと」と規定するクローカー島民は、ジュゴンやウミガメをはじめとする狩猟・漁業に継続して従事してきた。クローカー島とその周辺島嶼には、大陸側に居住するアボリジナルが主要な食料とするワラビーとカンガルーは稀であり、エミュは棲息せず、ゴアナ（大トカゲ）はクローカー島とダーチ島にしか分布しない（ibid.　1997:　2,4）「島びと」の概念は、こうした経済活動と、さきの「ドリーミング・サイト」の存在と不可分にむすびついている。「ドリーミング・サイト」のほとんどすべてがクローカー島の海岸とその沖合の島嶼および海域に分布するからである。そのひとつ「病のドリーミング」であるタイマイは毒をもつとされ、彼らはこれを捕獲対象としない。毒ガメを殺したために多くの人が死ぬというグラント島の神話は（Berndt　R.M　and　Berndt　C.H.　　1989:　、27-28）タイマイと深くむすびつ

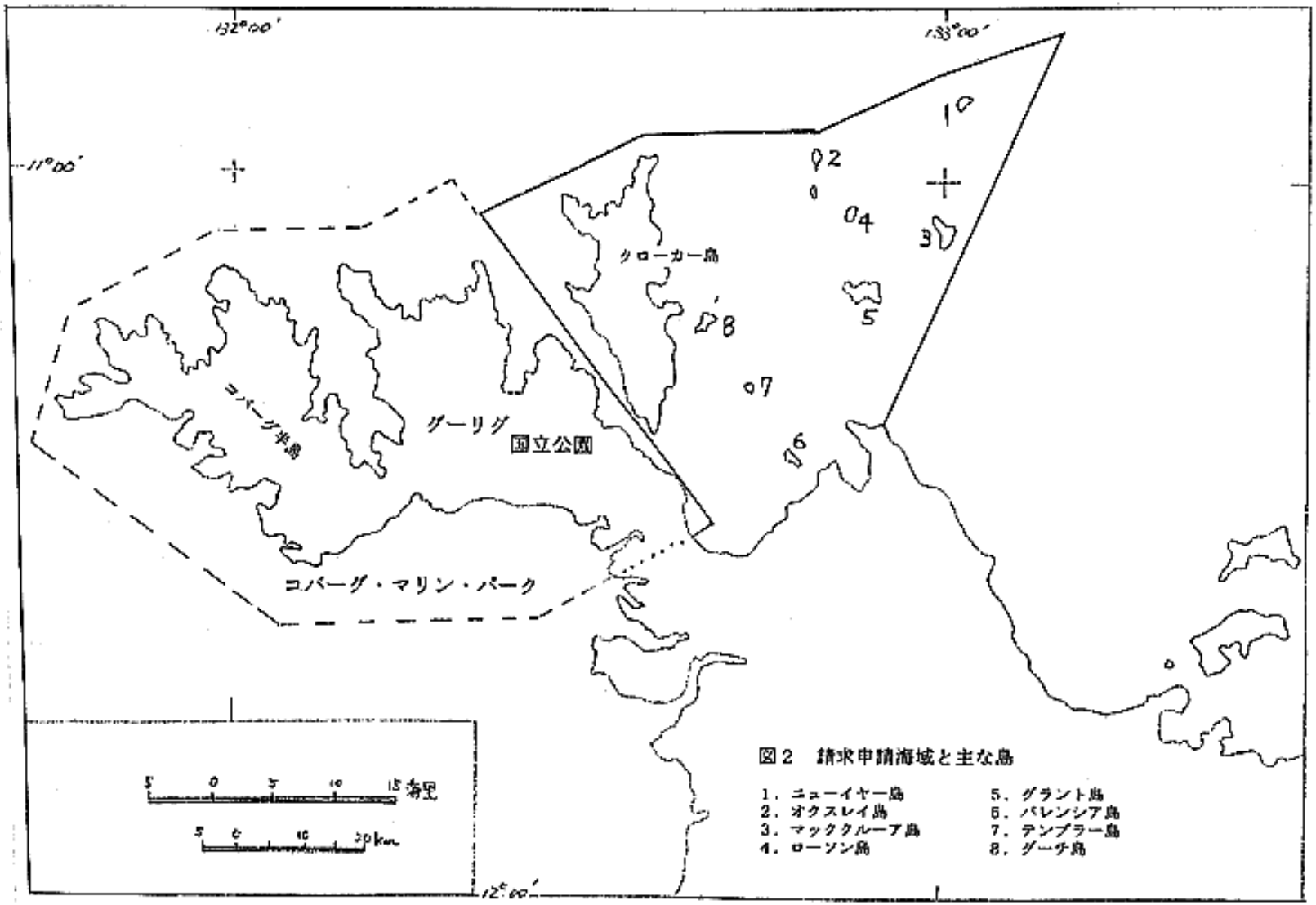

図２　請求申請海域と主な島

いているのである。

こうした彼らの海洋資源の利用と開発、および保持は、最近のエビ・トロール漁業によってさまざまな問題に遭遇することになった。海底の破壊とトロール漁船のエンジン音がジュゴンやウミガメを狩猟地から追い払っていることである。さらに彼らの神話がかたる危険水域を無視した「オーストラリア人」の航行が、いくつかの海難事故をおこしていることである。そうした海域への接近には、守るべきマナーがある。とりわけニジヘビの体が海底に横たわるとされる海域では、なによりもまず海底の攪乱が禁じられる。食べ残した骨や肉、血などを海に投げ捨てることもニジヘビを怒らせる行為としてつつしまれる。トロール漁業は、この点でも彼らを悩ませるものとなっているのであり、その法的排除には、ネイティブ・タイトル法に基づく海域の排他的所有、少なくとも排他的用益を確定する必要があった。

４－２　クローカー島をめぐる状況と海域の囲い込み

7 父系出自集団が約 3,000㎢ の海域囲い込みにいたるまでの 10 年間、クローカー島はいくつかの行政的問題にまきこまれる。その最初のひとつとなったのが、「ノーザンテリトリー・コバーグ委員会」の宣言である。これは同委員会がコバーグ半島とクローカー島を含め、その周辺海域に「コバーグ・マリン・パーク」を設定するというものであった。半島の陸域についてはすでに 1981 年に「グーリグ国立公園」（Gurig　National　Park）が設定され、同年、クローカー島民（イワイジャ言語グループ）は、その共同管理権をノーザンテリトリー政府から獲得していた。アボリジナル・ランドに設定された国立公園としては、これは最初の偉業である。

その国立公園の周辺海域とクローカー島を含む 11 の島嶼を対象とした「マリン・パーク」の設定に対して、7 父系出自集団のリーダーは 11 の島嶼の除外を要求する。さらに同じ年、彼らは「アボリジナル土地法」にもとづいて、沿岸２㎞ の囲い込みを申請した。その結果は、すでに述べたように、コミッショナーによる審理がおこなわれないままにおかれる。

これら一連の「事件」は、7 父系出自集団にとって、エステートの一体性の保持、すなわち海域所有（あるいは排他的占有）の法的確認を求めるもうひとつの切実な問題となった。こうして彼らは、11 島嶼の「マリン・パーク」からの除外承認のあと、1994 年にいわゆる「クローカー島請求」をおこなうこととなったのである。

請求申請者は、エステートを所有する次の７つの父系出自集団であり、裁判ではマリー・ヤーミル（Mary　Yarmirr）が代表者となった。父系集団はマンガラーラ（Mangarala）、マンディラリ―イルドゥギ（Mandilarri-Ildugi）、ムラン（Murran）、ガドゥラ（Gadura）、マヤラン（Mayarran）、ミナンガ（Minanga）、ンガインジャル（Ngaynjaharr）で、いずれもイワイジャ言語グループに属している。

さきにも触れたように、彼らのエステートの沖を限るのは水平線である。しかしこの請

求申請では、おそらく裁判での勝利を確かなものとするために、ドリーミング・サイトが密に分布し、相対的に集約的に利用してきた彼らのいう「内側」の水域に限定している。その範囲は図２のとおりで、西は「コバーグ・マリン・パーク」に接し、南は大陸の低潮線で、もっとも東は東経 133 度 10 分、南緯 10 度 52 分に位置する。この海域にはクローカー島をはじめ 11 の島嶼が含まれる。

請求申請の目的はいうまでもなく、この海域におけるネイティブ・タイトルの確定にある。これには同水域の排他的所有権の確定、および水域に含まれるすべての生物と海底（海底土壌を含む）、水域上の空域の排他的所有権の確定を含んでいた。それは、パンネルの用例にしたがえば、メア・ヌリス（*mere nulius* 無主の海域）（Pannell 1998）とされてきたオーストラリアの基層をなす概念への挑戦でもあったのである。

４－３　審理の経過

この請求申請は「ネイティブ・タイトル法」のつぎの規定にもとづいている。すなわちネイティブ・タイトルはそれが承認された場合に、第 6 条に規定する「海域および冠水陸域に関する法」にもとづいてオーストラリアが主権をもつ海域に適用する。また第 211 条狩猟・採集・漁撈あるいは文化的もしくは宗教的活動を含むネイティブ・タイトルの享受、および第 223 条の先住民がその伝統と慣習にしたがって水域に関する権利と利害をもち、その水域とのむすびつきを維持している場合には、ネイティブ・タイトルまたはネイティブ・タイトルの権利と利害が存在する、とする規定である。

これらの規定（1998 年の同法改正において、この 3 条は旧法のままにおかれた）にもとづく申請は、連邦裁判所の判事によるヒアリングを経て、1998 年 7 月に暫定的な見解がオルニー（Olney）判事によって発表される。この発表は、利害当事者間の異議申し立てに関する意見の聴取をおこなうためであり、実質的には和解案としての機能をもつ（細川弘明氏のご教示による）。それに示された見解は、排他的所有権の否定、ネイティブ・タイトルの承認にもとづく同法 211 条、223 条に規定する諸活動の承認、および海底土壌に関する権利の否定であった。

その 2 カ月後の 1998 年 9 月、連邦裁判所オルニー判事はこの和解案を第 1 審で確定した。しかし、原告側のクローカー島民は、排他的所有権の否定を不服として上告する。1999 年 12 月の第 2 審である上告審は 3 人の判事からなる Full Bench でおこなわれるが、1 審同様の判決となり、島民は連邦最高裁判所に上告するにいたった。

こうした経緯の後、クローカー島民による訴訟は、2001 年 10 月に結審した。連邦最高裁判所は彼らのネイティブ・タイトルを承認したものの排他的所有権を否定し、島民による商業的漁業に関しても、一般オーストラリア人と同様、免許の取得を義務づけることとなったのである。

（5）討論―水域における宗教的資源をめぐって―

海洋を含む水域の資源利用と管理に関して、我われは経済資源に注目しがちである。しかし、少なくともオーストラリア先住民の場合には、それだけにとどまらない。上述したクローカー島民による海域囲い込みの主要な契機のひとつが、ドリーミング・サイトの保護にあったように、彼らにとって水域の資源には、宗教的な資源が重要な意味をもつのである。それは海洋においてのみ特徴的な事象ではない。その点を検討するために実施した2001 年のニューサウスウェールズ州北西部における内水面資源の利用と管理に関する調査はこのことを明らかにする。

対象とした内水面はニューサウスウェールズ州とクィーンズランド州境に位置するブーベラ・ラグーン（Boobera　Lagoon）とよばれる水域である。この内水面は、この地方を領域にもつ先住民ガミラロイにとって、畏敬すべきニジヘビの棲息地とされる。西からの長い旅をおえたニジヘビはこのラグーンを最終目的地とし、今も水底に生活する。彼はここからさまざまなヘビをニューサウスウェールズ北西平原に派遣し、地下に多くの水脈を形成した。

しかし、内陸に入植し定住した「オーストラリア人」にとって、ブーベラ・ラグーンは恰好のレジャー水域となった。夏季、そこはウォーター・スキーやジェット・スキーを楽しむ水面となったのである。さらに 1960 年代以後この平原に展開した大規模綿花農場にとっては、有力な灌漑水源とみなされるにいたった。後者の利用はガミラロイの強い抵抗によって排除されたものの、レジャー水域としての機能は現在においても継続されている。先住民ガミラロイにとって、それは忌むべき「オーストラリア人」の行為である。

この例が示すように、宗教的な資源とその排他的利用および保護の問題は、内水面においても認められる。ガミラロイにとって、ここでのレジャーを追放し、本来の静かな聖地をとりもどすことが急務となっているが、彼らは上述したクローカー島民のように水域に関するネイティブ・タイトルの確認請求訴訟をおこすまでにはいたっていない。ほとんどが英語を母語とするにいたった地方都市（複数）の居住者ガミラロイにとって、請求申請のために申請者の範囲を限ることがきわめてむずかしいからである。

（6）まとめ

海域および内水面を含めて、オーストラリア先住民にとっての資源は、経済的と同様あるいはそれ以上に宗教的意味が大きい。この報告ではなによりもまず、この事実を強調しておきたい。それは陸上に限られないのであり、このことの認知が人類学者にとっても急がれる問題である。しかし、ネイティブ・タイトル請求申請によらない限り、あるいはそうした法的手続きを経てもなお、水域がもつ宗教的な資源の重要性は、現状では認められがたい状況にある。くりかえしになるが、我われは資源を経済的側面だけに限定することなく、先住民の認識に思いをいたすべきである。

引用文献

Berndt, R. M.

1970 *The Sacred Site : The Western Arnhem Land Example*. Australian Institue of Aboriginal Studies. Canberra.

Berndt, R. M. and C. H. Berndt

1989 *The Speaking Land : Myth and Story in Aboriginal Australia*. Penguin Books Auastralia. Ringwood.

Federal Court of Australia

1998 Mary Yarmirr & Ors v Northern Territory of Australia & Ors [1998] 1185FCA (4 September 1998).

Keen, I.

1984-85 Aboriginal Tenure and Use of the Foreshore and Seas : An Anthoropological Evaluation of the Northern Territory Legislation Providing for the Closure of Seas Adjacent to Aboriginal Land. In R. M. and C. H. Berndt(eds) Collection of Essays on Aboriginal Land Rights for the guidance of the Government of Western Australian Aboriginal Inquiry 1983-84. *Anthoropological Forum* Vol 5. pp.421-439.

Mayers, G. D. et al

1996 *A Sea Change in Land Rights Low : The Extension of Native Title to Australia's Offshore Area*. Native Title Research Unit Legal Research Monpograph. AIATSIS. Canberra.

Memmott, P. and D.Trigger

1998 Marine Tenure in the Wellesley Island Region, Gulf of Carpentaria. In Peterson, N. and B. Rigsby(eds) pp.110-124. *Customary Marine Tenure in Australia. Oceania Monograph 48*. University of Sydney.

Sallivan, P.

1998 Salt Water, Fresh Water and Yawuru Social Organisation. In Peterson, N. and B. Rigsby(eds) pp.66-88. *Customary Marine Tenure in Australia. Oceania Monograph 48*. University of Sydney.

Mckeown, F.

1995 Role of the Research Unit in the National Native Title Tribunal. In Fingleton, J. and J. Finlayson(eds) pp79-84. *Anthropology in the Native Title Era : Proceedings of a Workshop*. AIATSIS. Canberra.

Pannell, S.

1998 The Promise of Native Title and the Predicament of Customa

Tenure. In N. Peterson and B. Rigsby (eds) pp.230-254 *Customary Marin Tenure in Australia. Oceania Monograph* 48. University of Sydney.

Peterson N. and B. Rigsby

1998 Intrdduction. In N. Peterson and B.Rigsby(eds) pp.1-21 *Customary Marin Tenure in Australia*.Oceania Monograph 48. University of Sydney.

Peterson N. and Devitt, J. (eds)

1997 *A Report in Support of an Application for Recognition of Native Title to Areas of Sea by the Mangalara, Mandilarri-Ildugij, Murran, Gadura, Mayarram, Minanga and Ngaynjaharr of the Croker Island Region.* Northern Land Council. Casuarina.

スチュアート　ヘンリ　1999「都市の「インディアン」―カナダとアメリカの政策と先住民の都市化―」青柳清孝・松山利夫編 pp.163-179『都市と先住民―人類学の新しい地平』東京：青木書店